

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 前田 文男
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第851号
- 4 免許を取り消した年月日 平成25年3月13日
- 5 取消しの理由 死亡